

議案第 36 号

町有の組合委託林立木の処分について

町有の組合委託林立木を次のとおり処分することとする。

令和 4 年 3 月 3 日提出

山都町長 梅田 穰

1 物件の所在

所在地・面積	山都町八木字鈴屋 1 6 2 番 2	1. 0 9 h a
	山都町八木字八矢 1 2 8	0. 5 6 h a

2 処分対象物件

スギ、ヒノキ他 ※皆伐

3 分収金の額

売上価格（木材販売代金から係る経費を差し引いて得られた額）の 7 割

4 造林契約の相手方

八木造林組合 代表者 穴見 今朝光

（提案理由）

旧蘇陽町の組合委託林立木を処分するには、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 3 条の規定に基づき山都町において引き続き施行した蘇陽町町有林分収条例（昭和 32 年蘇陽町条例第 48 号）第 4 条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

毎木調査総括表

資料 1

(1)全体

樹種	全本数 (本)	全材積 (m3)	ヘクタール本数 (本/ha)
スギ	1,007	1141.42	610
ヒノキ	274	154.73	166
マツ	1	0.85	
広葉樹	12	4.52	
合計	1,294	1,301.52	

調査箇所	市町村	団地	林班	区域面積
	山都町	八木分収林	263	1.65

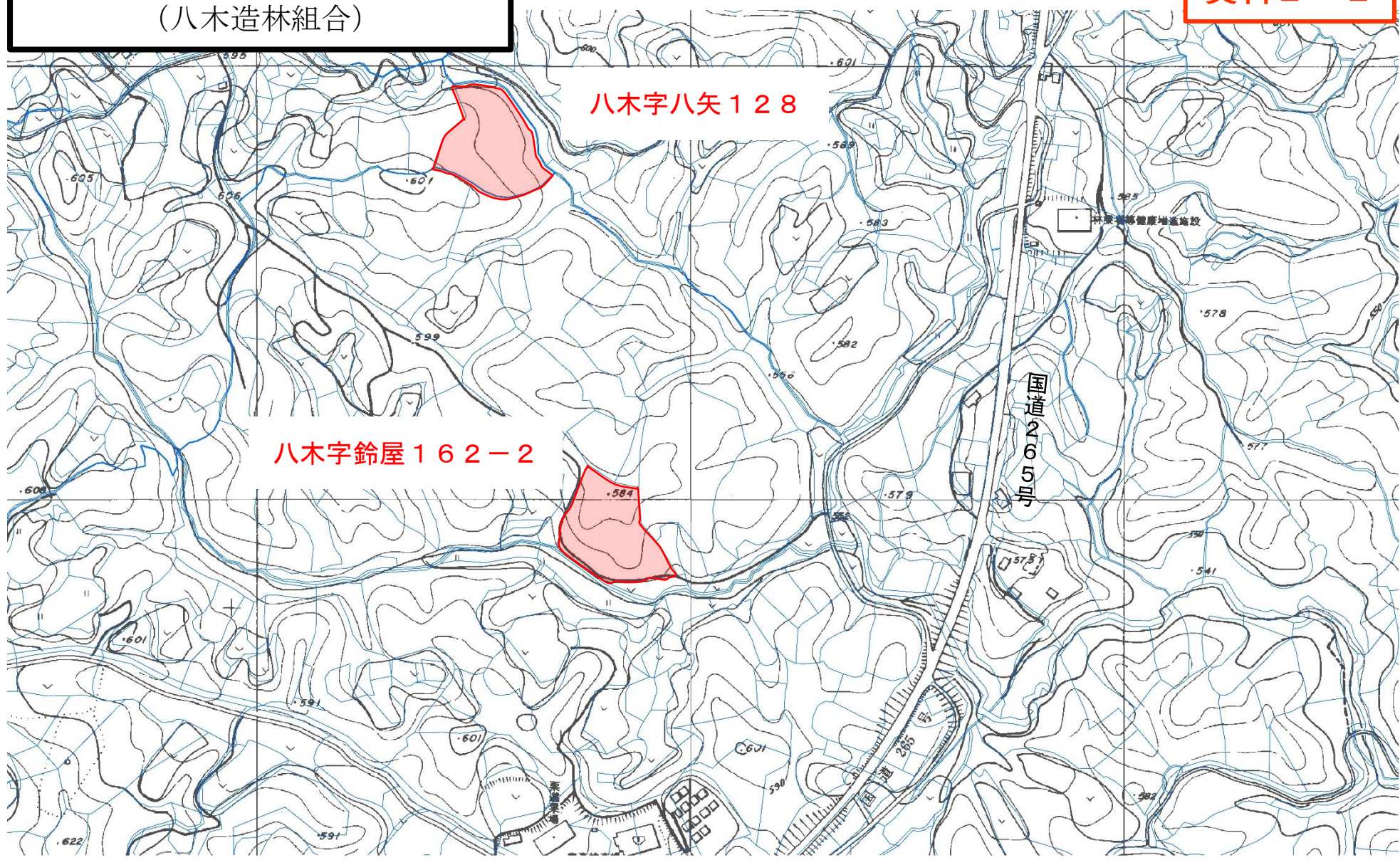
(2)小班別

小班	小班 面積	調査区域 面積	樹種	直材		曲材		又材		合計	
				本数	材積(m3)	本数	材積(m3)	本数	材積(m3)	本数	材積(m3)
122 (八木字八矢 128)	1.12	0.56	スギ	29	44.16	255	304.99	11	15.83	295	364.98
			ヒノキ	1	0.21	38	15.90			39	16.11
			マツ					1	0.85	1	0.85

小班	小班 面積	調査区域 面積	樹種	直材		曲材		又材		合計	
				本数	材積(m3)	本数	材積(m3)	本数	材積(m3)	本数	材積(m3)
282 (八木字鈴屋 162-2)	1.09	1.09	スギ	224	294.14	438	410.40	50	71.90	712	776.44
			ヒノキ	25	23.01	204	111.74	6	3.87	235	138.62
			広葉樹					12	4.52	12	4.52

町有組合委託林立木処分対象地
(八木造林組合)

資料 2 - 2



資料 3 - 1

小班 122

林内状況

(小字八木128)



アカマツ

資料 3 - 2

小班 282

林内狀況

(小字鈴木162-2)



